

## 小郡市監査委員公表第8号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和8年3月11日

小郡市監査委員 高山 晃  
小郡市監査委員 後藤 理恵

### 定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を小郡市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

### 記

#### 第1 監査の概要

- 1 実施期間 令和8年2月2日から令和8年2月25日まで
- 2 監査対象 農業委員会事務局
- 3 監査範囲 令和6年度の財務に関する事務及び一般事務
- 4 着眼点 財務に関する事務及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。
- 5 監査方法 事前に提出を求めた関係書類等に基づいて照合するとともに、関係職員からの説明を聴取し、必要に応じ実査等を行った。

#### 第2 監査の結果

財務に関する事務及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、軽微な事項については、速やかに改善を図り、次回に同様の事項が発生しないよう、監査委員事務局から指導した。

- 1 監査委員指摘事項（改善が必要であると認められるもの）  
特になし
  
- 2 事務局指導事項（監査委員指摘事項に至らない軽微な事項）
  - (1) 文書事務（1件）
    - ・文書管理が適正でないもの
  - (2) 旅費支出事務（1件）
    - ・出張命令が適正でないもの
  - (3) 契約事務（2件）
    - ・契約書に不備があるもの
    - ・物品購入伺を作成していないもの
  - (4) 物品管理事務（1件）
    - ・公用車の使用手続が適正でないもの

監査委員指摘事項及び事務局指導事項については、以上のとおりである。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。